

○ストーカー・配偶者からの暴力事案の被害者等の一時避難等に係る公費負担の運用要領の制定について

(平成27年5月14日)
例規甲(少少)第19号

この度、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の被害の未然防止及拡大防止を図るため、危険性・切迫性が高い事案の被害者等に対する安全確保の措置が執られるよう、ホテル等の宿泊施設への一時避難に伴う費用について公費負担を行う措置を講ずるため、ストーカー・配偶者からの暴力事案の被害者等の一時避難等に係る公費負担の運用要領を別添のとおり制定し、平成27年5月14日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

ストーカー・配偶者からの暴力事案の被害者等の一時避難等に係る公費負担の運用要領

第1 趣旨

ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案への対応に当たっては、その危険性又は切迫性に応じて、被害者等（被害者、被害防止を図るために避難を要すると認められる親族、密接関係者をいう。以下同じ。）の生命・身体の安全の確保のための措置を最優先に講ずる必要があるが、一方で、この種事案の被害者は、その置かれた状況や経済的負担を理由に、避難をちゅうちょする例が見受けられる。そこで、被害の未然防止及び拡大防止を図るため、危険性又は切迫性が高い事案の被害者等に対する安全確保の措置が執られるよう、ホテル等の宿泊施設（以下「ホテル等」という。）への一時避難に伴う費用について公費負担を行う措置を講ずるものである。

第2 一時避難等の要否の決定、期間及び支出額等

- 1 所属長は、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案を認知したときは、危険性又は切迫性が高い場合であって、当事者が関係機関の施設、親類・知人宅等に避難することが困難であると認められる被害者等に該当するかを検討し、一時避難措置の必要性を判断するとともに、被害者等に説明し意思を確認した上で、生活安全部少年・女性安全対策課長（以下「少年・女性安全対策課長」という。）と協議して、一時避難場所借上料の支出を決定するものとする。
- 2 所属長は、一時避難措置として利用するホテル等の選定について、少年・女性安全対策課長と協議した上で決定し、決定したホテル等の担当者に一時避難措置に係る経費は警察で負担することを一時避難場所借上依頼書（第1号様式）をもって説

明し、依頼するものとする。また、依頼する際に、被害者等に係る個人情報の保護に関する協力と連絡体制を確保すること。

- 3 一時避難措置の期間は、原則2泊以内とする。ただし、所属長は、宿泊期間の延長の必要があると認めるときは、少年・女性安全対策課長と協議して宿泊期間を延長することができるものとする。延長可能期間は、この種の事案が正に現在進行形であることに鑑み、被害者等の安全が確保されるために真に必要な期間とし、事案認知直後のみならず、被疑者の釈放直後で危険性若しくは切迫性が高い場合又は被害者等を関係者若しくは関係機関に引き継ぐまでの間も含まれる。
- 4 一時避難措置の支出額は、ホテル等の宿泊に要する経費（サービス料及び駐車料金を含む。）の実費額とし、食事代、通信費、ホテル等内の他の施設利用料等は含まれないものとする。

第3 支出手続

- 1 所属長は、第2の1により、一次避難措置を決定した場合は、一時避難場所借上料支出同意書（第2号様式）を作成し、速やかに少年・女性安全対策課長を経由して本部長に送付するものとする。
- 2 所属長は、一時避難措置の終了後、第2の2で決定したホテル等から、一時避難場所借上請求書（第3号様式）の提出を受け、少年・女性安全対策課長を経由して速やかに本部長に送付するものとする。この場合、一時避難場所借上請求書の内容を充足するものであれば、様式は問わないことも告げること。
- 3 本部長は、一時避難場所借上料支出同意書等の送付を受けたときは、その内容を確認し、支出手続を行うものとする。

第4 運用上の留意事項

- 1 本制度は、他の居住場所を確保することができない場合の措置であることから、他の施設等の利用が可能な場合、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に基づく一時保護等の他の制度による公的機関への避難又は必要経費の公的給付が可能な場合は、他の施設の利用を優先させること。
- 2 一時避難措置に使用する施設は、事案の内容、地域の実情等を勘案の上、一時避難措置に適した施設を選定すること。
- 3 ホテル等の利用料金の支払は、被害者等に公費を交付して被害者等が自ら支払うこと又は被害者等が立て替え払いして後日警察が被害者等に公費を交付することではなく、警察が施設側へ直接支払いするなどの適宜の方法により、誤りのない執行を担保することであること。
- 4 この制度の趣旨に鑑み、対象者の氏名、ホテル等の名称、場所等一時避難措置に関係する事項について保秘を徹底すること。

- 5 捜査上の必要から自宅の使用を禁止した場合のホテル等の借上げに要する経費は、検査費で執行すること。
- 6 本制度の趣旨は一時避難であり、生活支援ではないことに留意すること。

様式 略